

プライバシーを守るための市民団体共同声明

★捜査機関は最高裁判決の意味を重く受け止め、直ちにあらゆるGPS 捜査を中止することを強く求めます

★市民のプライバシーを侵害する捜査機関による捜査照会の中止を求めます

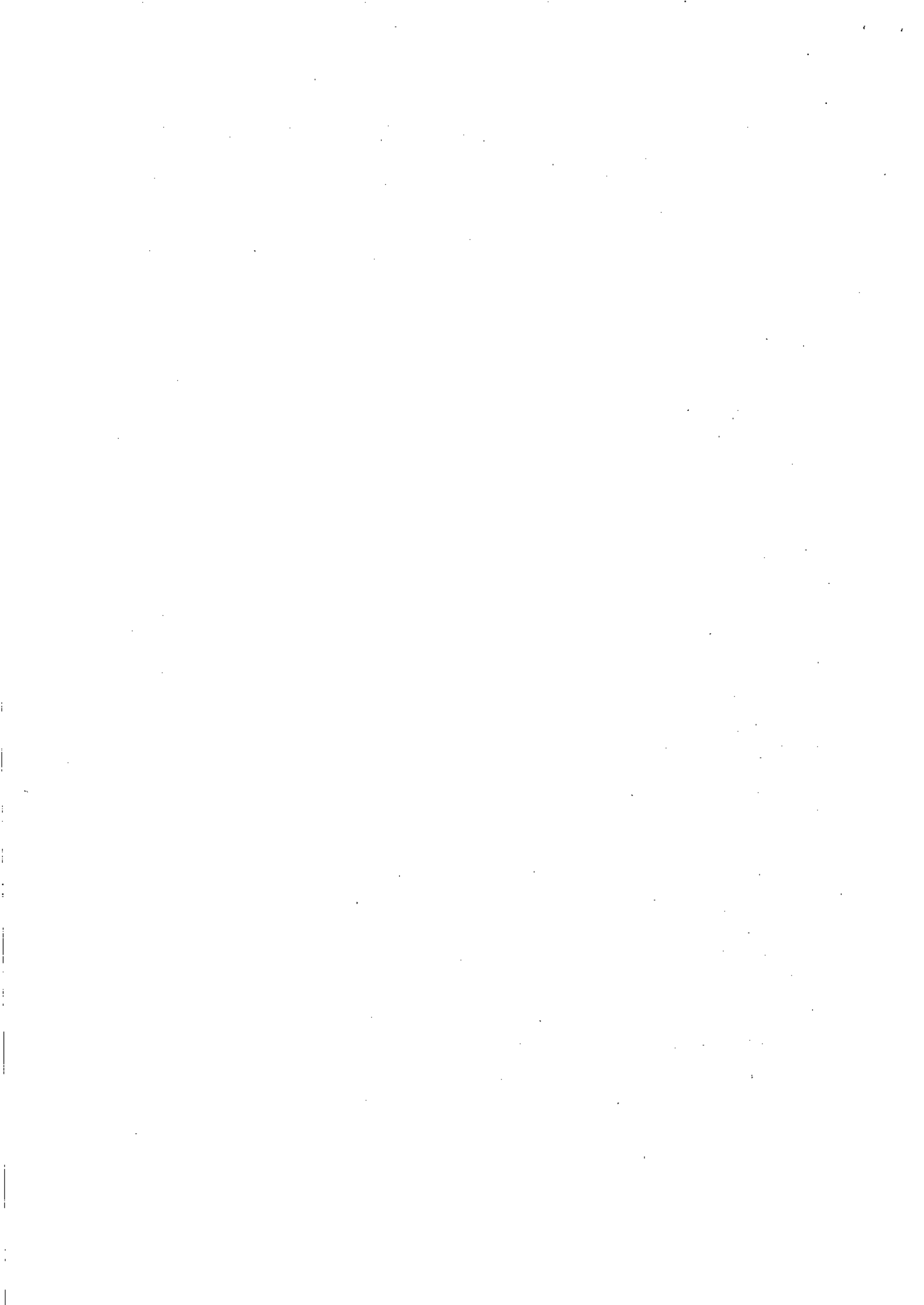
2019年10月27日

呼びかけ団体(13団体 順不同)

共謀罪 NO!実行委員会 / 「秘密保護法」廃止へ!実行委員会 / 許すな!憲法改悪・市民連絡会/ピースポート/平和フォーラム/日本消費者連盟/国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン/秘密保護法対策弁護団/共謀罪対策弁護団/共通番号いらぬネット/日本国民救援会/平和を実現するキリスト者ネット/平和をつくり出す宗教者ネット

賛同団体(52団体 順不同)

ATTAC Japan(首都圏)/ビデオプレス/樹花舎/「バスストップから基地ストップ」の会/パレスチナ連帯・札幌/ストップ秘密保護法かながわ/平和・人権・環境を守る岐阜県市民の会/個人情報保護条例を活かす会(神奈川)/秘密保護法廃止を求める岐阜の会/大垣警察市民監視違憲訴訟の勝利をめざす「もの言う」自由を守る会/盗聴法に反対する市民連絡会/JCA-NET/国際環境 NGO Foe Japan/日本国際ボランティアセンター(JVC)/移住者と連帯するネットワーク(移住連)/横浜市南部九条の会/「日の丸・君が代」の法制化と強制に反対する神奈川の会/学校事務職員労働組合神奈川/安倍政権に NO!東京・地域ネットワーク/ふえみん婦人民主クラブ/共同行動のための神奈川アクション/神奈川(かながわ)の歴史教育を考える市民の会/I 女性会議神奈川県本部/日本民主青年同盟/住基ネット反対運動を進める会/秘密法と共謀罪に反対する愛知の会/ピース・ニュース/レイバーネット日本/「秘密法廃止市民ネットとやま」/朝霞学校ユニオン/学校ユニオン埼玉/子どもの未来を望み見る会/全国学校事務労働組合連絡会議/安保破棄中央実行委員会/日本キリスト教団神奈川教区秘密法反対特別委員会/共謀罪廃止のための連絡会/憲法を活かす会東京連絡会/全国労働組合総連合(全労連)/安保体制打破新劇人会議/国際人権活動日本委員会/秘密保護法を考える川崎市民の会/ピースサイクル・神奈川/平和をつくる大和市民の会/全国地域人権運動総連合/治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟中央本部/「憲法」を愛する女性ネット/憲法骨抜き NO!ねりま/ピースサイクル浜松/ふじさわ・九条の会/秘密保護法廃止をめざす藤沢の会/学校事務ユニオン東京/日本山妙法寺



捜査機関は最高裁判決の意味を重く受け止め、 直ちにあらゆる GPS 捜査を中止することを強く求めます

2019 年 5 月 28 日

呼びかけ団体(順不同)

共謀罪 NO ! 実行委員会/秘密保護法」廃止へ！実行委員会/許すな！憲法改悪・市民連絡会/ピースボート/平和フォーラム/日本消費者連盟/国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン/秘密保護法対策弁護団/共謀罪対策弁護団/共通番号いらぬネット/日本国民救援会 / 平和を実現するキリスト者ネット/平和をつくり出す宗教者ネット

2017 年 3 月 15 日、最高裁大法廷は裁判所の令状をとらず捜査対象の車に GPS (衛星利用測位システム) 端末を取り付ける捜査手法について、「対象車両及びその使用者の所在と移動状況を逐一把握することを可能にし、個人の行動を継続的、網羅的に把握することを必然的に伴うことから、個人のプライバシーを侵害し得る」として、憲法が保障するプライバシー権に反し違法だとする判決をだしました。これは、捜査当局が自らの判断で自由におこなってきた捜査手法を厳しく批判するものです。車に GPS をとりつける捜査は、個人の行動を継続的に追跡することで市民の日常生活を把握できます。このような恐るべきプライバシーの侵害がいままで続けられてきたのです。最高裁判決はそれにストップをかける画期的判決です。私たちは最高裁判決を踏まえ、以下に述べるように捜査機関による、あらゆる GPS 捜査を中止することを強く求めます。

さらに最高裁判決が立法府に、GPS 捜査について「実施可能期間の限定、第三者の立ち合い、事後通知等」の様々な検討を求めています。それにとどまらず捜査の透明性を確保し、市民のプライバシーを守るために 第三者機関の設置を含め広範な議論や検討することを要請していきたくと考えます。

1、警察庁は、裁判所の令状をとらず車に GPS 装置を取りつける捜査手法が違法であることを公表し、全国の警察に通達を出すことを求めます。

最高裁判決を無視し、いまだに GPS 捜査を続けていることが明らかになりました。三重県警は、最高裁判決後直後の 4 月頃、裁判所の令状をとらずに容疑者の車両に GPS 装置を取り付け、捜査していたことを 12 月になって公表しました。発表が GPS 捜査から約 8 ヶ月後であったことを考えると、違法捜査が判明してからその隠蔽をはかったが、それができず公表に踏み切ったと考えられます。全国の警察でも同様な捜査がおこなわれている可能性があります。

2、捜査機関は、違憲の疑いの強い携帯 GPS を利用した位置情報の取得を直ちに中止することを求めます。現在、裁判所から検証令状をとり、携帯 GPS 捜査ができるよ

うになっています。しかし、携帯電話は日常的に所持するなど身の近くにおいていることから 365 日、24 時間位置情報の取得が可能になり、更にプライバシーの侵害性は高く違憲の疑いがあります。

本年 6 月には、捜査機関の施設で盗聴が本格的にできるようになりますが、この盗聴捜査と携帯 GPS 捜査が同時に行われるようになれば、携帯 GPS 捜査による「いつ、どこにいたか」だけではなく、「いつ、どこで、誰と話していたか」まで捜査が可能になり、これでは日常生活がすべて把握されてしまいます。最高裁判決の重要な点は、「GPS 捜査は「検証」では捉えきれない性質を有する」と検証令状による位置情報取得を問題であると示していることです。そもそも「検証」とは本来、事実発見のために場所、物、人の身体などの状況を一回とか短期的に調べる処分であるはずで、検証令状は、継続的、網羅的に位置情報を取得する携帯 GPS 捜査にはなじみません。しかも、検証令状による携帯 GPS での位置情報の取得は、国会での議論による法律の制定にもとづくものではなく、2011 年総務省の「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン」の改正によって可能となったものです。

3. 捜査機関は直ちに捜査関係事項照会による位置情報の取得を中止することを求めます。捜査機関は位置情報を取得するために、裁判所の令状を必要としない「捜査関係事項照会」を利用していることも明らかになっています。報道によれば、最高裁判決の結果、捜査機関が大手携帯通信事業者から位置情報を入手する際、令状を要求されるため、捜査関係事項照会でスマートフォンゲームの運営会社から位置情報を取得しているとされています。違法行為を取り締まる捜査機関が違法な捜査手法をおこなうなどあってはならないことです。

以上、GPS 捜査は著しくプライバシーを侵害することから、捜査機関が最高裁判決の意味を重く受け止め、直ちにあらゆる GPS 捜査を中止することを強く求めます。

市民のプライバシーを侵害する 捜査機関による捜査照会の中止を求めます

2019年5月28日

呼びかけ団体(順不同)

共謀罪 NO ! 実行委員会/秘密保護法」廃止へ！実行委員会/許すな！憲法改悪・市民連絡会/ピースポート/平和フォーラム/日本消費者連盟/国際環境 NGO グリーンピース・ジャパン/秘密保護法対策弁護団/共謀罪対策弁護団/共通番号いらぬネット/日本国民救援会 / 平和を実現するキリスト者ネット/平和をつくり出す宗教者ネット

検察庁が、約300の企業などのリストをつくり、捜査照会を利用し、個人情報取得していることが明らかになりました。リストには、航空、鉄道など交通関係の会社、コンビニ、スーパー、家電販売店、携帯電話会社などさまざまな企業名がのっています。このリストが、警察の協力のもとにつくられたことから明らかなように、捜査機関全体が、捜査関係事項照会（以下「捜査照会」と略）を利用し、個人情報取得しています。捜査照会は、裁判所のだす令状は必要なく、捜査機関が自由におこなうことができる制度です。

私たちは、捜査機関が捜査照会を利用した、市民の個人情報取得を直ちに中止するとともに、立法府が市民のプライバシーを守るために、捜査照会制度のあり方を含め、抜本的検討をおこなうよう強く求めます。

刑事訴訟法は、捜査照会について、「捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を受けることができる」（197条2項）と規定しています。これにより、捜査機関は裁判所のだす令状もなく、市民の個人情報をもつ会社、自治体、団体などから、対象者の情報をえることができます。同制度は任意処分であり、企業や自治体は、捜査機関の要請を断ることもできますが、捜査機関の強い圧力によって協力をせざるを得ない状況にあります。

捜査照会と捜索・差し押さえ令状の違いをみれば、いかに捜査照会に問題があるかは明白です。

捜査機関が裁判所から捜索・差し押さえ令状をとるためには、氏名、罪名、有効期間などを記載し、またその必要性を示す資料を添付し、申請しなければなりません。しかし、捜査照会では特定の犯罪の容疑などが示されるわけではなく、「捜査のための必要がある」とするだけで簡単に市民の個人情報をとることができます。第三者のチェックがなく、悪用、乱用が簡単にできる制度です。

かつて、警察官が、家族の日常をさぐるために、捜査照会を私的に利用していたことが明らかとなり、大問題になりました。

現在、この捜査照会をめぐる、問題が噴出しています。

刑事訴訟法は、1948年に制定されました。当時は、パソコン、インターネットなどは存在していませんでした。捜査員は、市民の情報を個人情報を持つ会社や自治体などを訪問し、または電話する、郵送するなどをして取得してきました。取得できる情報は、制限されたものでした。

ところが、パソコン、インターネットのすさまじい発展のなかで、個人の交友関係、経済状況、思想・信条、生活パターン、行動履歴まで詳細な情報を集められるようになり、捜査機関は捜査照会を利用し、こうした個人情報を簡単に手に入れることができるようになりました。

メディアで報道された T カードは、約6800万の人が使い、提携先の企業は昨年11月段階で185社、店舗数は約99万にのぼるといわれています。捜査機関は、捜査照会で T カードだけからでも利用者のさまざまな情報を取得できます。ほかの事業者からも個人情報を取得すれば、その該当する市民の日常生活をガラス張りにできます。これは、恐るべきプライバシーの侵害です。しかも、情報を取得された市民には何の連絡もありません。これでは市民は自分のプライバシーを守ることができません。約70年前に制定された刑事訴訟法の捜査照会は、IT 社会に対応するものではありません。

それは、この間、世界、日本のプライバシー保護の動きをみても明白です

昨年、欧州で GDPR(EU 一般データ保護規則)が発効しました。GDPR は GAF A(フェイスブック、グーグルなどの巨大 IT 企業)の個人情報独占、勝手な利用などを規制し、市民のプライバシーの保護を大きな目標にしています。日本は EU から個人情報を移転するために、移転しても対応できるという個人情報保護の水準の「充分性認定」を受けましたが、その際、EU から「捜査照会」について問題ではないかという指摘をうけています。

日本の個人情報保護法は2015年に改正されましたが、本人の同意なしに取得してはならないとされる、人種、信条、病歴、前科などの「要配慮個人情報」について、特に保護の必要性を強調しています。捜査照会による個人情報の取得をおこなえば、機微情報と言われる「要配慮個人情報」の取得も可能です。令状もなく、「捜査の必要」というだけで、「要配慮個人情報」を取得するなどということはあってはなりません。

更に、一昨年最高裁大法廷は裁判所の令状もなく容疑者の車に GPS を取り付け、位置情報を取得する捜査手法に対して、個人のプライバシーを侵害するものであり、違法とする画期的な判決をだしました。捜査照会を利用した個人情報取得は、様々な個人情報を様々な企業などから網羅的にとらえることで、市民の個人情報をガラス張り化し、市民のプライバシーを保障する憲法13条に違反し、違法です。

以上の理由により、私たちは、市民のプライバシーを侵害する捜査機関による捜査照会を利用した情報の恣意的な取得を直ちに中止するよう強く求めます。